

厚生労働科学研究費補助金
(労働安全衛生総合研究事業)

**職場における女性の健康保持増進のための
効果的な産業保健活動の確立に向けた研究**
(23JA0501)

分担総合研究報告書

分担研究 4 :

女性労働者における医学的問題点の整理及び対応ツールの開発
—セルフチェックから健診担当医パンフレットまでの3年間の体系的開発—

研究分担者 金城 泰幸
(産業医科大学 医学部 産科婦人科学 助教)

研究期間：令和5年度～令和7年度

分担総合研究報告書

分担研究 4：女性労働者における医学的問題点の整理及び対応ツールの開発

研究分担者 金城 泰幸 （産業医科大学 医学部 産科婦人科学 助教）

研究要旨

【背景・目的】月経随伴症状や更年期障害等の女性特有の健康課題は、症状を有していても産婦人科への受診につながらない事例が多く、女性労働者の就労継続や QOL の低下を招く要因となっている。さらに、令和 6 年 11 月の「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」中間とりまとめを受け、令和 8 年（2026 年）から定期健康診断の標準的な問診票に女性特有の健康課題に関する質問が追加されることとなった。健康診断を担当する医師（以下、健診担当医）の多くは産婦人科を専門としないため、これらの疾患に対する事前学習と現場対応のための支援ツールが急務となった。本分担研究は、3 年間にわたり、（1）労働者本人が用いるセルフチェックツール、（2）健診担当医が用いる対応ツール、（3）健診担当医向け事前学習パンフレットを段階的に開発することを目的とした。

【方法】令和 5 年度は、臨床現場の産婦人科医 9 名を対象としたインタビューを実施し、就労世代の女性が産婦人科疾患の症状をセルフチェックできる質問項目の原案を作成した。対象疾患は悪性腫瘍、子宮筋腫、子宮内膜症、月経前症候群・月経前不快気分障害、更年期障害の 5 疾患群とした。令和 6 年度は、産婦人科医 2 名と健診担当医 4 名へのインタビューに基づき、健診担当医が女性の健康課題に対応する際に使用するツールを設計・作成した。対象は月経困難症、過多月経症、月経前症候群、更年期障害の 4 疾患群とし、ツールは「症状確認の問診」「想定される疾患群の提示」「疾患群に対する対処方法や治療方法の概略」「受診や相談が可能な窓口・Web サイトの提供」の 4 要素から構成した。令和 7 年度は、研究班会議（研究代表者及び研究分担者 7 名参加）とメール審議を経て、健診担当医向けの事前学習パンフレット原案を完成させた。

【結果】令和 5 年度に作成したセルフチェックツール原案は、痛み、月経異常や不正出血、排泄の障害、気分の障害、体重や体の変化、家庭生活（食事・睡眠・性交渉）、職業生活（アブセンティーズム）の 6 項目に分類された計 18 質問で構成された。一部の質問は対象年齢（45 歳以上）を設定し更年期症状を捕捉する設計とした。令和 6 年度の健診担当医向け対応ツールでは、令和 5 年度のセルフチェックツールから 4 疾患群を抽出可能な質問項目を選定し、産婦人科を専門としない医師が想定疾患群と治療方法の概略を情報提供できる構成とした。令和 7 年度のパンフレット原案は、「女性特有の健康課題を健康診断で扱う背景」「健診担当医の役割」「女性特有の健康課題とは？」「対応時の注意点」の 4 項目から構成された。健診担当医の役割として、診断や専門医への紹介状発行は求められず、健康状態への気づきの促進と医療機関へのアクセス支援が中心であることを明記した。また、月経周期とホルモン分泌、年齢によるエストロゲン・プロゲステロン変動の図表、症状から想定される病態のフローチャートを盛り込み、産婦人科を専門としない医師でも事前学習できる内容とした。プライバシー配慮、事業者への情報提供は本人申出に基づくこと、問診への回答が受診者の選択に委ねられることも明記した。

【結論】3 年間にわたり、女性労働者本人・健診担当医の双方を支援する一連の医学的対応ツール（セルフチェックツール、健診担当医対応ツール、事前学習パンフレット）を体系的に開発した。これらは、令和 8 年から導入される健診問診票への女性の健康課題追加と連動し、健診を起点とした早期発見・受診勧奨・職域連携モデルの基盤として活用する。今後は、パンフレットを補完する映像教材の制作と、現場での使用時の有用性検証が課題である。

研究協力者

松浦 祐介（産業医科大学 産業保健学部 広域・発達看護学 教授）

A. 研究目的

月経随伴症状や更年期障害等の女性特有の健康課題は、女性労働者のQOLや就業継続に大きな影響を及ぼす。月経随伴症状の有症率は約47.8%、過多月経の有病率は15-30%、更年期症状の有症率は52-63%とされ、女性のライフコースを通じて高頻度に発生する。一方で、これらの症状を有していても医療機関を受診して治療を受けている割合は半数以下とされ、受療行動の不足が課題となっている。

このような背景の中、令和6年11月1日に公表された「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」の中間とりまとめにおいて、定期健康診断における一般健康診断問診票に、女性特有の健康課題に関する質問を追加することが適当とされた。これにより、令和8年（2026年）から、健康診断の場が、女性特有の健康課題に対する早期発見・気づき促進・受診勧奨の起点として活用されることとなった。

一方で、健康診断を担当する医師（健診担当医、産業医を含む）の多くは産婦人科を専門としないため、月経困難症、過多月経、月経前症候群（PMS）・月経前不快気分障害（PMDD）、更年期障害といった疾患に対する事前学習と現場対応のための支援ツールの整備が急務であ

る。また、女性労働者本人が自身の症状をセルフチェックし、受診の必要性を判断する手段の開発も、受療行動の促進に不可欠である。

本分担研究は、研究計画のうち主研究4「女性労働者における医学的問題点の整理及び学会・研究班らとの連携」を担うものであり、3年間にわたり以下の目的を段階的に達成することを目指した。

- ・就労世代の女性が職域においてセルフチェックを行い、産婦人科受診のきっかけとなる質問項目を作成すること（令和5年度）。
- ・健診担当医が女性の健康課題で就労に困難を感じる女性に対応する際に使用するツールを作成すること（令和6年度）。
- ・健診担当医が事前学習に用いることができる、女性特有の健康課題に関するパンフレットを完成させること（令和7年度）。

B. 研究方法

本分担研究は、3年間にわたり段階的にツールを開発する設計で、各年度に専門家インタビュー及び研究班での検討を組み合わせ実施した。

1. 令和5年度：労働者向けセルフチェックツール原案の作成

就労女性がセルフチェックする際の対象となる産婦人科疾患を設定し、続いて臨床業務に従事する産婦人科医9名に対してインタビューを実施した。インタビューでは、対象となる産婦人科疾患ごとに患者から得られる主訴や症状を抽出した。抽出された主訴・症状を症状分類別に整理し、非医療職が用いることを想定して平易な言葉での質問項目原案を作成した。対象とする産婦人科疾患は、就労世代における有病率や家庭・社会生活への影響を参考に、悪性腫瘍、子宮筋腫、子宮内膜症、月経前症候群・月経前不快気分障害、更年期障害の5疾患群とした。

2. 令和6年度：健診担当医向け対応ツールの作成

対象期間は2024年10月から2025年4月とした。対象とする女性の健康課題として月経随伴症状と更年期障害を取り上げ、対象疾患群を月経困難症、過多月経症、月経前症候群、更年期障害の4つに設定した。

産婦人科医2名と健康診断を担当する医師4名にインタビューを実施し、ツールの概要を設定した。ツール設計におい

ては、令和5年度に作成したセルフチェックツールから4疾患群を抽出可能な質問項目を産婦人科医2名で選定し、就労や日常生活の困難をトリアージできる構成を検討した。さらに、産婦人科を専門としない医師が、想定される疾患群と治療方法の概略を情報提供でき、受診行動を促せる内容を加え、ツール原案を作成した。

3. 令和7年度：健診担当医向け事前学習パンフレットの完成

2025年11月に研究代表者と研究分担者7名の参加のもと研究班会議を実施し、その後メール審議を踏まえてパンフレット原案を作成した。

作成プロセスは以下の段階を踏んだ。第一に、原案を作成する目的、対象とする女性の健康課題（月経前症候群・月経前不快気分障害、月経困難症、更年期障害）を確認した。第二に、原案を構成する項目（後述）を選定した。第三に、産婦人科診療に当たる2名の研究者でドラフトを作成し、研究代表者とともに修正した。最後に、研究班内での確認を経て完成した。

パンフレット作成にあたっては、令和6年11月公表の「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検

討会」中間とりまとめの内容を踏まえ、得られた情報に対するプライバシーの配慮と受診者からの申出に基づく事業者対応の重要性を明記する設計とした。さらに、女性特有の健康課題を学習する上で、ホルモン分泌の変動をイメージできる図表（月経周期とホルモン分泌、年齢によるエストロゲン・プロゲステロン変動）を盛り込み、症状から想定される病態のフローチャートを設けた。

C. 研究結果

1. 令和5年度の成果：労働者向けセルフチェックツール原案

産婦人科医9名へのインタビューを通じて抽出した主訴・症状を、以下の症状分類別に整理し、計18の質問項目から構成されるセルフチェックツール原案を作成した。

（1）症状分類と質問項目

【痛み】

- ・毎回の月経時に痛み止めが必要である
- ・月経以外に痛み止めを必要とする痛みが毎月出現する

【月経異常や性器出血】

- ・夜用の生理用品を使用しても1-2時間の交換が必要である

- ・月経量が多い日が2日以上続くことがある

- ・月経以外の出血が毎月ある
- ・生理用品を交換する短い時間でも月経血が流れ出る

【排泄の障害】

- ・2-3時間おきに尿意を感じ排尿する
- ・便秘になったり、便が細くなったと感じる
- ・排便時に痛みを伴うようになった

【気分の障害】

- ・月経前から月経中にかけていらいらや不安、気分の落ち込みがあり、仕事や家庭生活を充分に取り組めないことがある

【体重や体の変化】

- ・急にお腹だけが出てきて太ってきたと感じることがある
- ・姿勢を変えることでお腹に動きを感じる
- ・お腹がすかず、腹満感を感じる
- ・（45歳以上は回答）突然の体熱感や発汗、動悸を感じ、仕事や家庭生活を充分に取り組めないことがある
- ・（45歳以上は回答）寝つきが悪いこと、眠りが浅いことがあり、仕事や家庭生活に影響を及ぼすことがある

【生活機能の障害】

- ・性交渉時に必ず出血を伴うようになった

- ・性交渉時に以前は感じなかった痛みを感じるが増えた

【職業生活の支障】

- ・月経に伴う症状のため月経のたびに一日以上の仕事を休むことがある

（２）設計上の特徴

特定の質問項目（更年期症状を捕捉する２項目）には対象年齢（45歳以上）を設けて回答を促すよう設計した。質問項目は非医療職が用いることを想定して平易な言葉で構成され、就労世代の女性が自身の症状を自己評価し、受診が必要な場合に受診を促すツールの基盤として位置付けられた。

２．令和６年度の成果：健診担当医向け対応ツール原案

（１）ツールの構成

健診担当医が女性の健康課題に対応する際に使用するツールの概要は、以下の４要素で構成された。

- ・症状確認の問診
- ・想定される疾患群の提示
- ・疾患群に対する対処方法や治療方法の概略
- ・受診や相談が可能な窓口、Webサイトの提供

（２）症状確認の問診の設計

有症状の女性に対し就労や日常生活の困難をトリアージできる内容となるよう配慮した。令和５年度の分担研究で作成した就労女性のセルフチェックツールから、４疾患群（月経困難症、過多月経症、月経前症候群、更年期障害）が抽出できる質問項目を産婦人科医２名で選定した。具体的には、痛み、月経異常、気分の障害、体の変化、家庭生活（食事、睡眠）、職業生活（アブセンティズム）の質問項目を選択し、排泄や性交渉などの一部の家庭生活に関わるものは除外した。

（３）想定される疾患群の提示

産婦人科を専門としない医師でも説明が可能となる疾患群の特徴や背景にある関連疾患を簡潔にまとめた。月経困難症、過多月経症、月経前症候群、更年期障害の４疾患群について、それぞれの病態の概要、好発年齢、典型的な症状、放置した場合のリスクを整理した。

（４）対処方法・治療方法の概略と窓口情報

産婦人科を専門としない医師が、簡易な対処方法や治療方法を情報提供し、症状で困難を感じる女性へ受診行動を促せる内容を加えた。また、各疾患の専門的相談・受診先となる産婦人科医療機関の探し方、信頼性の高いWebサイト等の窓口情報を整理した。

3. 令和7年度の成果：健診担当医向け事前学習パンフレット原案

研究班会議とメール審議を経て、健診担当医向けの事前学習パンフレット「女性の健康を支援する健診担当医向けのツール／女性特有の健康課題に対応する際のポイント」が完成した。

(1) パンフレットの構成

以下の4項目から構成された。

- ・女性特有の健康課題を健康診断で扱う背景
- ・健診担当医の役割
- ・女性特有の健康課題とは？
- ・対応時の注意点

(2) 「女性特有の健康課題を健康診断で扱う背景」

令和6年11月1日に公表された「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」中間とりまとめにおいて、定期健康診断における一般健康診断問診票に女性特有の健康課題に関する質問を追加することが適当とされた経緯を説明した。女性の健康問診は、業務との直接的な関連性や作業関連疾患としての位置付けが限定的であるため、事業者には義務付けられているものではないこと、目的は女性自身の健康状態への気

づきを促し、必要に応じて労働者が医療機関へアクセスできるよう支援することにあることを明記した。

(3) 「健診担当医の役割」

健診担当医の役割として、以下の点を明確化した。

- ・問診の回答が「はい」の者に対して、必要に応じ女性特有の健康課題に関する情報提供や専門医の早期受診を促す
- ・健診担当医の役割は、健康状態への気づきを促し、受診の必要性を口頭で伝え医療機関へアクセスできるように支援することである
- ・健診担当医に対して、女性特有の健康課題の診断、受診勧奨に対する紹介状の発行、受診後の追跡は求められていない

これにより、産婦人科を専門としない医師にとっての心理的負担を軽減し、現場で実施可能な対応の範囲を明確化した。

(4) 「女性特有の健康課題とは？」

女性特有の健康課題が、月経やホルモン分泌の変動に関連する病態を指すこと、代表的な病態として月経前症候群／月経前不快気分障害（PMS／PMDD）、月経困難症、更年期障害があり、これらが女性の生活や仕事に影響を及ぼすこと、適切に理解し対応することで症状の改善や

生活への影響軽減が可能であることを記述した。

学習を補助する図表として、以下を盛り込んだ。

- ・ 月経周期とホルモン分泌の図
- ・ 更年期障害のメカニズム：年齢によるエストロゲンとプロゲステロンの変動の図
- ・ 性成熟期・更年期・老年期の卵巣の状態の図

さらに、症状から想定される病態のフローチャートを設け、3つの状況別に該当病態を提示した。

- ・ 月経の3-10日前に精神的・身体的症状があり、月経と同時に消失する場合 → 月経前症候群／月経前不快気分障害（PMS／PMDD）
- ・ 月経時に下腹部痛、腰痛・頭痛、吐気・食欲低下、下痢・便秘、腹満感等の症状がある場合 → 月経困難症
- ・ 40歳代後半以降でほてり・のぼせ、冷え、息切れ、不眠、疲労、関節痛、頭痛、抑うつ、いらだち等の症状がある場合 → 更年期障害

（５）「対応時の注意点」

健診担当医が現場で留意すべき事項として、以下を明記した。

- ・ 女性の健康課題はその性質から、特にプライバシーに配慮した対応が必要である
- ・ 問診の回答内容や受診勧奨については、事業者へ直接提供されることはない
- ・ 受診者は女性の健康課題の問診に回答する義務はなく、本人の希望により回答しないことでも構わない

これらは「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」の報告書において、得られた情報に対するプライバシー配慮と受診者からの申出を踏まえた事業者対応が求められていることに対応した記述である。

D. 考察

1. 3年間の研究で得られた中核的成果

3年間の本分担研究を通じて、女性労働者本人・健診担当医の双方を支援する一連の医学的対応ツールを段階的に開発した。各年度の成果は単独でも活用可能であるが、3年間を通じて見ると、以下のような体系的な発展を遂げている。

第一に、令和5年度のセルフチェックツールは、就労女性が自身の症状を自己評価し、受診の必要性を判断する基盤と

して、その後のツール開発の出発点となった。臨床現場の産婦人科医 9 名へのインタビューに基づき、5 疾患群を網羅する 6 症状分類・18 質問の構成は、就労世代の女性が経験しうる症状の幅広さを反映している。

第二に、令和 6 年度の健診担当医向け対応ツールは、令和 5 年度のセルフチェックツールから疾患トリアージに資する質問項目を厳選し、4 疾患群（月経困難症、過多月経症、月経前症候群、更年期障害）に焦点を絞ることで、健康診断という時間的制約のある現場で実用可能な構成とした。これにより、ツールの利用主体が「労働者本人」から「健診担当医」へとシフトし、健診の場での対応支援という新たな機能が加わった。

第三に、令和 7 年度のパンフレット原案は、健診担当医が事前学習として活用できる完成度の高い教材として整備された。令和 6 年 11 月の検討会中間とりまとめを踏まえ、令和 8 年から導入される健診問診票への女性の健康課題追加に直接連動する内容となっており、健診担当医の役割の明確化、想定病態のフローチャート、ホルモン分泌の図表、プライバシー配慮等の実務上の留意点を体系的にまとめた。

2. 我が国の産業保健・健診活動への示唆

本分担研究の成果は、我が国の産業保健及び健診活動に対し、以下の方向性を提示する。

第一に、女性特有の健康課題に対する健診を起点とした支援モデルが、本研究のツール群によって具体化された。健診担当医が産婦人科を専門としない場合でも、本パンフレットを事前学習に用い、対応ツールを現場で活用することで、女性労働者の早期気づき・受診勧奨が体系的に実施可能となる。これは、令和 8 年から導入される健診問診票への女性の健康課題追加と一体的に運用されることが期待される。

第二に、健診担当医の役割を「診断や紹介状発行」ではなく「気づきの促進と医療機関へのアクセス支援」と明確化したことは、現場の実務的負担を軽減し、健診担当医が無理なく対応できる範囲を提示する点で重要である。これにより、産婦人科を専門としない健診担当医にも、女性の健康課題への対応が現実的な業務として組み込まれる素地が整った。

第三に、プライバシー配慮、事業者への情報提供は本人申出に基づくこと、問診への回答が受診者の選択に委ねられることを明記したことは、女性労働者の安

心感を担保し、率直な相談を促進する基盤となる。これは、健診における女性の健康課題への取り組みが、労働者の自律性と尊厳を尊重した形で実装されることを保証する。

3. 本研究の限界と今後の課題

本分担研究には以下の限界がある。第一に、令和5・6年度のツール作成に用いた専門家インタビューは、それぞれ産婦人科医9名、産婦人科医2名・健診医4名と限定的な規模であり、より広範な臨床現場の意見の取り込みが今後の課題である。第二に、開発したセルフチェックツール、健診担当医向け対応ツール、事前学習パンフレットは、いずれも研究班での検討を経た原案の段階であり、実際の現場（健診機関、職場、医療機関）での使用時の有用性、利便性、効果については未検証である。第三に、本ツール群は月経困難症、過多月経、月経前症候群、更年期障害を中心とした疾患群を対象としており、女性特有の健康課題のうち、悪性腫瘍、子宮筋腫、子宮内膜症等のより重篤な疾患の早期発見についての位置付けは、令和5年度のセルフチェックツールに含まれるものの、本研究の中心的成果には含まれていない。

今後の課題としては、（1）パンフレ

ットを補完する映像教材の制作（令和7年度の研究班でも次年度以降の課題として位置付け済み）、（2）開発したツール群の現場での有用性検証（健診担当医を対象とした使用評価、女性労働者を対象とした受診行動への影響評価）、（3）健診担当医向けの研修プログラムへの組み込みと普及活動、（4）健診後の医療機関連携の標準フローの開発、（5）職場・健診医療機関・婦人科医療機関の3者連携モデルの構築と評価、（6）悪性腫瘍等のより重篤な疾患の早期発見に向けたツール拡張、が挙げられる。

E. 結論

3年間にわたる本分担研究では、女性労働者の医学的問題点の整理を通じ、

（1）労働者本人が用いるセルフチェックツール、（2）健診担当医が用いる対応ツール、（3）健診担当医向け事前学習パンフレットを段階的に開発した。これらは、令和8年から導入される一般健康診断問診票への女性の健康課題追加と連動する形で設計されており、健診を起点とした女性労働者の健康支援モデルの基盤を形成する。

本研究の主要な結論は以下のとおりである。

- ・就労世代の女性が産婦人科関連の健康問題をセルフチェックできる質問項目（5 疾患群、6 症状分類、18 質問）を作成し、産婦人科受診のきっかけとなるツールの基盤を構築した。
- ・健診担当医が女性の健康課題に対応する際に使用するツール（症状確認問診、想定疾患群提示、対処・治療方法概略、相談窓口情報の 4 要素構成）を作成し、産婦人科を専門としない医師でも現場で活用可能な設計とした。
- ・健診担当医向け事前学習パンフレット（背景、健診担当医の役割、女性特有の健康課題の解説、対応時の注意点の 4 項目構成）を完成し、ホルモン分泌の図表、症状から想定される病態のフローチャートを盛り込んだ実用的な教材として整備した。
- ・健診担当医の役割を「診断や紹介状発行」ではなく「気づきの促進と医療機関へのアクセス支援」と明確化することで、産婦人科を専門としない医師の現場負担を軽減した。
- ・プライバシー配慮、事業者への情報提供は本人申出に基づくこと、問診への回答が受診者の選択に委ねられることを明記し、女性労働者の自律

性と尊厳を尊重した運用設計を確保した。

今後は、パンフレットを補完する映像教材の制作、開発したツール群の現場での有用性検証、健診担当医向け研修プログラムへの組み込みと普及活動、健診後の医療機関連携の標準フロー開発が、引き続き重要な課題である。本研究の成果が、令和 8 年から導入される健診における女性の健康課題への対応の現場で広く活用され、女性労働者の早期気づき・受診促進・就業継続に資することを期待する。

F. 健康危険情報

特になし。

G. 研究発表

1. 論文発表

（本研究で開発したツール群の現場での有用性検証結果に基づく論文発表を、今後予定）

2. 学会発表

（本研究で開発したツール群について、産業医学関連学会及び産婦人科関連学会での発表を予定）

H. 知的財産権の出願・登録

状況（予定を含む）

1. 特許取得：なし
2. 実用新案登録：なし
3. その他：なし

I. 参考資料

【本研究で開発したツール群】

- ・産婦人科受診のためのセルフチェックツール原案（令和5年度作成、5疾患群対象、計18質問）
- ・健診担当医向け女性の健康課題対応ツール原案（令和6年度作成、4疾患群対象）
- ・健診担当医向け事前学習パンフレット「女性の健康を支援する健診担当医向けのツール／女性特有の健康課題に対応する際のポイント」（令和7年度完成）

【関連する政策・指針】

- ・労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会 中間とりまとめ（令和6年11月1日公表）
- ・労働安全衛生法に基づく定期健康診断 一般健康診断問診票（令和8年改定、女性特有の健康課題に関する質問追加）

【関連する分担研究報告書】

- ・令和5年度分担研究報告書「産婦人科受診のためのセルフチェックツールの開発」（金城 泰幸）
- ・令和6年度分担研究報告書「健康診断の担当医に向けた女性の健康課題に対する対応ツールの開発」（金城 泰幸、松浦 祐介）
- ・令和7年度分担研究報告書「健康診断の担当医に向けた女性の健康課題に対する対応ツールの開発②」（金城 泰幸）